

個人再生の申立てについて

個人再生の申立ての際に必要な費用は、次のとおりです。

なお、熊本地裁本庁以外の裁判所に申立てをされる方については、郵便切手の額等が若干異なりますので、当該裁判所においてご確認ください。

1 収入印紙

1 0 0 0 0 円

2 郵便切手

9 2 円 × (債権者数 × 2) 枚

8 2 円 × 5 枚

1 0 円 × 5 枚

1 0 7 2 円 × 1 組 (再生債務者代理人等に交付送達が可能な場合は不要)

3 予納金

不動産の有無	事業者であるか否か	予納金額
○	○	1 3 3, 4 9 6 円
○	×	1 1 3, 4 9 6 円
×	○	
×	×	8 3, 4 9 6 円